（保証金の支払に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十条　令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第八条第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条　令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第十二条～第十五条　（略）

（新設）

（新設）

第八条～第十一条　（略）

（気象業務法施行規則の一部改正）

第八条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（予報業務の許可の申請） **第十条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類（地震動、火山現象及び津波の予報の業務に係る申請にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十三条第二項第二号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類 九　（略） 3・4　（略） （登録の申請） **第三十三条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名、生年月日及び住所を証する書類 三　（略） 3　（略）	（予報業務の許可の申請） **第十条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類（地震動、火山現象及び津波の予報の業務に係る申請にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類 九　（略） 3・4　（略） （登録の申請） **第三十三条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名、生年月日及び住所を証する書類 三　（略） 3　（略）